

匝瑳市農機具等マッチング事業実施要領

1 目的

農機具等の所有者において、現に使用されていない又は近く使用されなくなる農機具等のうち、引き続き使用可能なものについて、農業経営に要するコストの削減及び農機具等のリユースを推進するため、所有者から農機具等の情報を収集・公開し、所有者と利用希望者をマッチングすることにより、地域の担い手や新規就農者の経営安定及び農業の活性化を図ることを目的とする。

2 対象となる農機具等の例

(1) 農業用機械

トラクター、は種機、定植機、防除機、施肥機、管理機、収穫機、土づくり機械、土壌改良機械など。

(2) 農業用施設

パイプハウスなど。

※施設付き農地の譲渡や賃貸借には、農業委員会の許可等が必要です。

3 農機具等マッチングの利用

(1) 農機具等の情報登録ができる者は、現に使用されていない又は近く使用されなくなる農機具等を所有し、譲渡又は貸付を希望する、市内で農業を営む又は営んでいた個人及び法人とする。

(2) 農機具等の利用希望者は、農機具等の譲受又は借受を希望する、市内で農業を営む個人及び法人とする。

(3) 営業目的で農機具等を販売・貸借しようとする者や未成年者は、農機具等マッチングを利用できない。

(4) 利用料金は、無料とする。

(5) 市は、情報提供のみを行うものとし、農機具等の預かりや管理、状態確認等を行わない。

4 情報登録及び紹介方法

(1) 農機具等の情報登録をしようとする者は、「農機具等マッチング登録カード（以下「登録カード」という。）を記入し、農林水産課に提出する（郵送、FAX、メール可）。

(2) 市は、登録カードの内容を確認し、適切であると認めるときは、受付日（登録日）から1年間台帳に登録するとともに、農林水産課及び市ホームページに掲載する。

- (3) 市は、利用希望者に対し、所有者の連絡先を提供する。
- (4) 農機具等の情報登録を取下げの場合は、所有者は農林水産課にその旨連絡する（電話、FAX、メール可）。
- (5) 登録された農機具等に関する問い合わせは、利用希望者が所有者に対して直接行うものとし、市は応じない。

5 当事者間の交渉・契約

- (1) 情報提供後の交渉・契約は、当事者双方の責任において行うものとし、市は、交渉や契約に関しての仲介等を行わない。
- (2) 交渉が成立した当事者は、その旨を農林水産課に報告する（電話、FAX、メール可）。
- (3) 交渉成立後における当該不用品に係る欠陥、破損事故等については、当事者間で解決し、市は関与しない。

附則

この要領は、令和5年11月27日から施行する。